

令和2年度第7回山口県日本海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和3年3月5日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和2年度第7回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和3年3月5日（金） 午後12時55分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和3年2月26日
- 5 通知した議題
 - 第1号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（知事諮問）
 - 第2号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲量について（知事諮問）
 - 第3号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（知事諮問）
 - 第4号議案 山口県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の一部改正について（知事諮問）
 - 第5号議案 萩湾における小型機船底びき網手繰第二種漁業（えびこぎ網）の許可の条件の一部改正について（部長協議）
 - 報告事項1 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について
 - 報告事項2 付帯決議に基づく山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
 - 報告事項3 その他

6 出席者

（委員：11名）

濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、廣田 弘光、藤田 昭夫、若林 敏江、江本 邦治、幸徳 正己、南野 市治、仁保 宣誠、山根 和久

（県及び事務局）

農林水産部	理事	岩井 浩昭
水産振興課	課長	中村 圭吾
	生産振興班	主査 内田 喜隆
	漁業調整取締班	主査 松永 善文
		主査 勢登 章司
	技師	藤濱 朋哉
下関水産振興局	主査	土井 健一

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

第1号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（知事諮問）

→原案のとおり適当である旨答申することとした。

第2号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲量について（知事諮問）

→原案のとおり適当である旨答申することとした。

第3号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（知事諮問）

→原案のとおり適当である旨答申することとした。

第4号議案 山口県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の一部改正について（知事諮問）

→原案のとおり適当である旨答申することとした。

第5号議案 萩湾における小型機船底びき網手繰第二種漁業（えびこぎ網）の許可の条件の一部改正について（部長協議）

→原案のとおり適当である旨回答することとした。

報告事項1 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について

報告事項2 付帯決議に基づく山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について

報告事項3 その他

→事務局及び水産振興課から報告を行った。

9 審議の概要

澁谷 事務局長

定刻前ではございますが、皆様方お揃いですので、ただ今から、令和2年度第7回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員定数15名のうち、11名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

濱本 会長

委員の皆様にはご参集いただきましてありがとうございます。本日は、今年度第7回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いいたします。

円滑な議事進行にもご協力をお願いいたしまして、はなはだ簡単で

すが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

澁谷事務局長 続きます、農林水産部岩井理事が出席しておりますので、ご挨拶申し上げます

岩井理事 どうも大変お世話になります。委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には平素から本県の漁業、水産業に対して、格別な御尽力を賜りましてこの場を借りて厚く御礼申し上げます。さて、皆様には第21期の委員といたしまして平成28年8月から4年近く様々な議題についてご審議をいただいていたところでございます。中でも国際的な漁獲管理に伴う本県でのくろまぐろTACの円滑な導入、また70年ぶりの大改正となりました漁業法の施行に伴う様々な対応など多くの重要課題についての的確な方向性、結論をお示しいただいたところでございます。この4年間の皆様の御尽力に対しまして、心から感謝申し上げます。この4月からは、新たに第22期の委員会がスタートいたします。委員の皆様には、引き続き委員にご就任いただく方、ご退任される方がおられますけれども、どうか引き続きそれぞれのお立場から本県の漁業水産業の振興に格別の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、本日は、クロマグロなどの資源管理関係と漁業許可関係について、議案の上程と、報告を行う予定にしておりますので、活発な御審議をよろしくお願いいたします。結びに、委員の皆様のご更なる御健勝、御活躍を祈念いたしまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。4年間、大変ありがとうございました。

澁谷事務局長 ありがとうございます。大変恐縮ですが、ここで岩井理事は所用のため退席させていただきます。

それでは委員会の議事進行につきましては、濱本会長によりお願い致します。

濱本会長 それでは、議事に先立ちまして、まずは議事録署名人を指名いたします。今回は若林委員、藤田委員によりお願い致します。

それでは議案に入らせていただきます。第1号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 お手元の資料の1ページをお開き下さい。(資料に沿って説明)

内田主査 (資料に沿って説明) 説明は以上でございますが、水産庁の方から字句等の軽微な修正等がある可能性がございますが、そちらに関しま

しては事務局の方に一任いただければと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

濱本会長 ただいま説明がありました、どなたかご意見、ご質問はございますか。

(意見・質疑なし)

濱本会長 よろしいですか。
それでは、第1号議案の知事からの諮問については原案のとおりで
適当である旨を答申してよろしいですか。

(異議なしの声)

濱本会長 全員異議なしと認めます。第1号議案は原案とおり適当である旨答
申することとします。

濱本会長 続いて、第2号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろま
ぐろ（大型魚）、するめいか）に関する令和3管理年度における知事管
理漁獲量について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 お手元の資料の24ページをお開き下さい。（資料に沿って説明）

内田主査 （資料に沿って説明）こちらにつきましても、国から字句の修正等
の指摘がある可能性がありますので、そうした場合には事務局の方に
一任いただければと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

濱本会長 ただ今、説明がありました、どなたかご意見、ご質問はありますか。

森澄委員 今の説明の中でクロマグロが山口県の枠は融通しながら、だいたい
獲れたということで良いことだと思うのですが、ちょっと聞きたい
のは、ひき縄釣りについて、長崎の方はひき縄釣りが何%ぐらいあっ
て、山口県は全体でどれぐらいひき縄釣りで獲れているのか。

内田主査 長崎のひき縄がどれだけかというのは具体的なものはないですけれ
ども、長崎県は地区地区に枠を配分して、地区の中で個別、個人個人
に枠を割り当てている地区もあるというような管理をされていると伺
ったことがあります。

森澄委員 全体的なひき縄釣りの数量っていうのが、長崎県の中でどのくらいっていうのが分からないか？

内田主査 今は公表されているものがないのでわかりません。

森澄委員 私がなぜそんな質問をするかっていうのが、全体的にはうちの枠が獲れているから良いけど、漁師によったら今年なんか山口県のひき縄釣りって随分獲れてない。他県の長崎県のひき縄釣りはどのくらいの%でいっているかなと、その比較が知りたかったから。

内田主査 今、国で示されているのが、2月末までの数字で長崎県は定置も含めてですけれども882tの枠に対して420tほど消化している。近年、本県でもそうですけれども長崎県でも定置でまとまって獲れている。今年についてもかなりの割合になっているのではと思います。

森澄委員 ということはやっぱり山口県と同じで定置が多く獲れて、ひき縄がちょっと落ちているかなという感じですね。

内田主査 はい。

森澄委員 はい、わかりました。

濱本会長 よろしいですか。

中島副会長 1点いいですか。85tと23tの枠ということなんですが、この追加配分の見込みは？

内田主査 17%の繰り越しが認められていますので、ただ今期は日本海側でこの県も積みあがっている状況で、どこまで追加配分ができるかという数字を示すことは難しいのですが、今期と同様に、また最後に報告しますけれども多少の追加配分があるのではないかと。

濱本委員 他によろしいですか。

幸徳委員 ちょっとすいません。去年の暮は見島では、さっき森澄さんが言われたように、ほとんど水揚げが上がっていないと思います。ゼロと言ってもいい。これがどこにどう行ったか分からないけれども、こういうことでは現場の漁師がやれないから、何か良い考えをしないと、これから先困ると思う。釣りの船は全然、2、3年前からそういう具合

になっているから、そこのところをよく考えて欲しいという意見。

内田主査 県の方でも水産研究センターの方で船を出してヨコワの群れがどの辺で釣れているかと情報を発信しているが、なかなか今年については群れがまとまらなかったというような状況という風に聞いています。

仁保委員 定置とひき縄を合わせて小型魚はだいたい毎年消化をしていると思うのですが、大型魚の消化率というのは？

内田主査 追加配分等々もありまして、今は県全体の大型魚は45.8tの枠があります。それで、今24.7tほど漁獲があり、消化率で言うと54%となります。

仁保委員 去年とか一昨年とか100%までいったのですか？

内田主査 去年で8割近かったです。ただ、これからまだまだ大型魚が入る可能性がありますので。

藤田委員 先ほどから小型魚の承認制が全然枠が獲れていないという話が出ています。見島辺りで漁場があると思うのですが、小さい時に獲らないから今度は値が出た時にはいなくなったと、そういう状況なのか、それとも大中まきが沖で先に巻いて、その反動で承認制の小型魚が来ないのか。そこのところ、追跡というか、大中まきがどういう状況なのか調べていただきたいと思います。この2、3年本当に小型魚の枠が毎年毎年枠がいかないから、定置網に分けるという状況が続いている。こういう状況が何年も何年も続くと、やっぱり承認制の枠というのが減らされていくという懸念がありますので、そこのところをよく把握してもらいたい。それで、本当にもう承認制の小型魚が来ないのか、それとも小さい時には来るが、ちょっと値が出た頃の大きさになると釣ろうと思ったらもう来ないのか、だから釣れないのか、その時には大中まきが沖で何かこう大きな影響を与えてるのではないかと思います。

内田主査 大中まきの漁獲に関しては、夏ごろの養殖用の種苗を生きたまま巻く山陰まき網と、九州方面の遠まきはだいたい年末に獲るというのが主体になっているようです。ただ今期については大中まきは漁獲枠を余らせており、12月にうちの県に20tほど追加配分をもらいましたけれども、それは大中まきが余らせた枠を譲ってもらった。他の県ももらってますけれども。なので、今期については大中まきがそれほど小型魚を大量に獲った状況ではなかったように思います。

藤田委員 承認制の小型魚は2年も3年も続いて枠を満たしていない。これ県としては危機感を持って対処法を考えないと枠が減らされる懸念が毎年毎年この承認制は枠が残ってるから定置に回している。それがまかり通るか通らないのか。そういうのもすごい懸念している。

内田主査 秋冬のヨコワの来遊については、また水産研究センターと協力して対応していきます。

藤田委員 よろしくお願ひします。

中島副会長 関連して、一昨年夏に獲れたけど獲らなかったというのがあったよね。海況自体がもう変わってきとると思うんです。それをいかに判断していくかと、難しい判断ですが。値が良い時の年末に獲るのか、その辺も含めて。一番気になるのが新たな資源評価計画0歳魚の加入が悪いところ。これは国の方ほどのような見解を持っているのか。

内田主査 データとしてはこういう形になってしまうんですが、漁獲管理をしていることで今までだったら普通にひき縄で獲っていたようなものが見えなくなっているんで、そういったバイアスがある可能性があるということも国も認識しているので、そこのバイアスをいかにして取り除くかということも調査研究しているとの事です。

中島副会長 どういうバイアス？

内田主査 要はですね、加入量推定というのは獲れた量から、これだけ子供が獲れたから、まだこれだけいるだろうという推定なので、根拠となる漁業者が獲った量が漁獲管理をしているために少ないですよ。それで昔の管理がなかったころと比べて推定にバイアスがかかる可能性があるという所です。

中島副会長 ただ試験操業じゃないけれども南西諸島の近辺では加入群の調査をやっているのでは？

内田主査 あれは本当に小さい魚の調査なので、ヨコワになるまでに大部分死亡があつたりしてその誤差は大きいかと思います。

中島副会長 では、これをそこまで真剣にとらえる必要もないのかなと。

内田主査 ただ、この部分についてアメリカなどは懸念を示しているものがあ

るかと思うので、国際交渉上は影響があるとは考えられます。

濱本会長 よろしいですか。他にご意見等がなければ、第2号議案の知事からの諮問に対して「原案のとおりで適当である旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

濱本会長 全員異議なしと認めます。第2号議案については「原案のとおりで適当である」旨答申することとします

続いて、第3号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 お手元の資料の39ページをお開きください。(資料に沿って説明)

松永主査 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 すいません。山根さん、今、島根県のしいら漬けは操業してますか。

山根委員 私も詳しくはないですが、大田市に1人やっておられるという話は聞きましたけど。元々、仁万とか大田市とかが。

中島副会長 小手繰りの皆さんがやりましたよね。

藤田委員 大田市の五十猛にいると思います。

濱本会長 他にご意見等がなければ、第3号議案の知事からの諮問に対して「原案のとおりで適当である旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

濱本会長 全員異議なしと認めます。第3号議案については「原案のとおりで適当である」旨答申することとします。

濱本会長 続いて、第4号議案「山口県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の一部改正について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 お手元の資料の44ページをお開きください。(資料に沿って説明)

松永主査 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

(質疑なし)

濱本会長 他にご意見等がなければ、第4号議案の知事からの諮問に対して「原案のとおりで適当である旨の回答をする」こととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

濱本会長 全員異議なしと認めます。第4号議案については「原案のとおりで適当である」旨答申することとします。

濱本会長 続いて、第5号議案「萩湾における小型機船底びき網手繰第2種(えびこぎ網)の許可の条件の一部改正について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 お手元の資料の54ページをお開きください。(資料に沿って説明)

勢登主査 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、説明がありました、この度の要望については阿武萩地区の事案となりますが、当地区代表となられる山根委員さん、調整状況などはいかがでしょうか。

山根委員 先般、はぎ統括の運営委員会で議題にあげられました。業者も大変少なくなっておるし、緩和した方がいいのではないかという意見で合意いたしました。操業計画については地区の運営委員でまた話をするという合意をしております。

濱本会長 それでは、どなたかご意見、ご質問はありますか。

(質疑なし)

濱本会長 他にご意見等がなければ、第5号議案の部長からの協議に対して「原案のとおりで適当である旨の回答をする」こととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

濱本会長 全員異議なしと認めます。第5号議案については「原案のとおりで適当である」旨回答することとします。

濱本会長 続いて、報告事項1「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」を事務局より報告をお願いします。

伊藤書記 資料の59ページをお開き下さい。(資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

(質疑なし)

濱本会長 続いて、報告事項2「付帯決議に基づく山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について」を水産振興課より報告をお願いします。

内田主査 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

(質疑なし)

濱本会長 続いて、報告事項3「その他」を水産振興課より報告をお願いします。

勢登主査 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

森澄委員 漁が無いからいろいろ問題が出てくるのでしょうかけれども、中型まき網と一本釣りっていうのは昔からそういう混獲やら何やら違反とい

う問題が起きていた。私どもの所ではイサキが沖合から入った時に、いつもその事件が起きる。だから今この3の適正操業に係る根拠の例というのがあるけれど、一本釣りの方から言わせると、ある程度、性能が良くなったから何の魚というのが、今試し釣りとかいろいろな物がある中で、イサキがいつも沖合から入ってくるものではない、時期の時になったらどこの瀬に入るっていうのはお互い漁師の中で知っている。いわし、あじ、さばの適正な操業をしてイサキが入ったと言うのを、5：5で混獲と、目的がそれだったらそれっていう話になると、一本釣りの漁業者から言わせるとやっぱり、その辺が理解できるかなって思う。なかなか煩わしい問題だが、漁が無いから漁をしなければならぬが、一本釣りにすればせつかく沖合から入ってくるものを一発で獲られたらあくる日から釣れないと、そして今度釣れだしてももう値段がガタ落ちになって、その元の値段に戻ってこないらしい。だから混獲、違反というのが一本釣りの人達から理解できるかなって思う。そこがちょっと私不安なところ。

勢登主査

過去からの経緯の積み重ねがありますので、確かにそういう懸念、一本釣りの方は日本海側全域にいらっしゃいますので、釣りの方は当然そういう見方、気持ちになると思います。ですから現時点、我々も中まきの業者さんのほうには混獲だからといって調子に乗ってばっさばっさ他のものを獲ったら、それはもう目的操業になるし、仮にあじだと思って巻いても、あじの量が半々だったと、それがあじがどんどんどんどん減ってゼロに近づいて、いさきが10に近づいていく、それはまた違うよという話は当然しております。ある意味おかしなことをすれば連帯責任だよと、全部パーになるよという話もしているところでございます。幸いにも各地区の運営委員長さんなり代表の方がしっかりと指導をしていくからという風に言っていただいておりますけれども、私事務局の立場でもありますけれども、調整委員会としても、もしそういう事になれば中まきの業者さんに対してしっかりと指導をする場を設けないといけないと、事務局としては考えているところでございます。そうしたところを通じて、行き過ぎたことが無いように、調子に乗ることが無いようにということで承認をしていただきたいと思います。ただ、現時点ではまだ根拠を示せばというところで、示せますよというところまで行っておりません。また状況を見つつ対応を進めていきたいと思っております。

濱本会長

今は魚探であじの群れがわかるっていうことですからね。

勢登主査

個別のヒアリングも実施しておりますが、やはりあじなりに特徴的な反応があるようですし、ただ反応というのは日々変わるでしょうし、

その日々の操業の判断ですね、昨日この反応を見て巻いたらあじだったから、今日も同じ反応が出ている。こういったことで日々判断されながら操業をされていると思います。そこをパターン化するのは非常に難しいですけれども、そこは今後の検証作業を進めていきたいと思っておりますが、その中で積み上げて性善説に立って運用していきたいと思っております。まだ決定事項ではございません、そういう状況でございます。

濱本会長 よろしいですか。

森澄委員 はい。

濱本会長 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

濱本会長 それでは、最後に私から一言ご挨拶を申し上げます。本日は第21期の最後の委員会でしたが、委員の皆様、4年と半年の任期をお勤めいただきありがとうございました。皆様の御協力のおかげで、先の漁業法改正に伴う重要な事案につきましても滞りなく審議を進めることができました。行政委員会としての機能を十分に果たせたと考えております。来月からは新たな委員会となりますが、皆様それぞれのお立場で、これまで同様に山口県の漁業の発展に御尽力いただきたいと存じます。

以上で本日の委員会を終了します。

慎重な御審議ありがとうございました。

(14:13 終了)